

**唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務委託に
係る企画提案募集要領**

令和8年5月

佐賀県唐津市

第1 業務概要

1. 業務の目的

観光産業の稼ぐ力を育み地場産業として発展させることを目標に、食の魅力を活かした地域の付加価値を高め、食と文化、暮らしといったその土地固有の物語を紡ぐ新たな旅行スタイル「唐津版ガストロノミーツーリズム」を本市に根付かせること、単なる一過性のイベントに留まらず、地元の生産者、飲食店、窯元、宿泊施設等が一体となった「食の観光エコシステム」の構築を目指すブランディング、イベント等を行うものとする。

2. 業務の名称

唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務

3. 業務の内容

別紙「唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務委託仕様書」のとおり

4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 履行場所

受託者の提案によるものとする。

6. 提案上限額

金12,540,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

7. スケジュール

令和8年5月14日（木）	募集要領の公告
令和8年5月29日（金）	参加意思表明書の提出期限
令和8年6月24日（水）	提案書等の提出期限
令和8年6月29日（月）	審査会（プレゼンテーション）
令和8年7月2日（木）	審査結果通知

第2 応募要件

1. 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下、「単独事業者」と

いう。)又は複数の事業者(以下、「構成員」という。)で構成される企業体(以下、「連合体」という。)とし、連合体の場合は、応募及び業務に必要な諸手続き等を代表して行う構成員(以下、「代表事業者」という。)1者を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又は連合体は、下記に示す「2 参加資格要件」を満たすものとする。

(3) 連合体の構成員

ア 参加意思表示書等の提出期限後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。

イ 構成員は、他の提案を行う連合体の構成員になることはできないものとする。

(4) その他

関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けている者は、応募者になることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

2. 参加資格要件

参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 単独提案の場合

ア 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

エ この業務の公告の日から契約締結の日までのいずれの日においても、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成26年告示第59号)第2条第1項の規定に基づく指名停止を受けていない者

であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

キ 自己または自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 信義に従い誠実に本業務を履行できる者

(2) 共同提案の場合

ア 代表事業者を定めること。

イ すべての構成員が、(1)ア～クの要件を満たしていること。

ウ すべての構成員は本プロポーザルに応募する他の連合体の構成員でないこと。

第3 応募手続き

1. 応募方法

(1) 参加意思表示

本業務に対する参加の意思表示は、以下により行うこと。

ア 提出書類

①参加意思表明書（様式7-1又は様式7-2）

②役員名簿（様式5）

③法人登記簿謄本（3か月以内のもの）

④会社紹介のパンフレット等

※②について、連合体の場合は、構成員ごとに提出すること。

※③について、連合体の場合は、全構成員分を提出すること

イ 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時00分

ウ 提出方法

事務局へ電子メール、持参又は郵送

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとする。

郵送の場合は、令和8年5月29日（金）午後5時00分必着とする。

なお、持参又は郵送による提出部数は1部とする。

エ 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号（大手口センタービル5階）

唐津市商工観光部 観光課

E-mail : kankou@city.karatsu.lg.jp

(2) 問い合わせ（質問等）

本業務に関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

ア 提出様式

唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務に関する質問書（様式6）

イ 提出方法

①電子メールのみ（電話等での問い合わせには応じない。）

②件名は「（質問）唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務に係る企画提案に関する質問（企業名・提出日）」とすること。

ウ 提出期限

参加意思表明書に関する事 令和8年5月21日（木）午後5時00分

企画提案書等に関する事 令和8年6月10日（水）午後5時00分

エ 提出先

E-mail : kankou@city.karatsu.lg.jp

(唐津市商工観光部 観光課)

オ 回答

参加表明に関する事は、令和8年5月26日頃までに回答予定。

企画提案に関する質問への回答は全応募者に対して、令和8年6月17日頃までに回答予定。

(3) 応募書類の提出

応募者は、提案書等を以下により提出すること。

ア 提出書類

①企画提案書（様式1）

②企画提案の概要（要約版）（様式2）及び見積書（任意様式）

③法人概要（様式3）

④連合体概要（様式4）※連合体として応募する場合のみ

⑤企画提案概要（任意様式）

⑥業務スケジュール（任意様式）

⑦決算報告書（直近2カ年分）

※⑦について、連合体の場合は、全構成員分を提出すること。

イ 提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時00分

ウ 提出方法

各様式に必要事項を記載のうえ、電子メール、郵送又は持参により提出すること。郵送又は持参の場合、正本1部、副本7部を提出すること。なお、提案書の提出を辞退する場合は、様式8-1又は様式8-2を持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後

5時00分までとする。

郵送の場合は、令和8年6月24日（水）午後5時00分必着とする。

エ 提出先

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号（大手口センタービル5階）

唐津市商工観光部 観光課

E-mail : kankou@city.karatsu.lg.jp

(4) 留意事項

ア 募集要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出などの応募に関して必要な費用はすべて応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続きを執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ①参加資格がない者による応募
- ②代表事業者以外の者による応募
- ③応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- ④署名又は押印のない提案書による応募
- ⑤誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- ⑥応募者が行った2以上の応募

⑦その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提出資料の取扱い

ア 応募書類の取扱い

提出された応募書類は本事業に関する事業者の選定以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。

イ 著作権

本業務に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

2. 優先交渉権者の決定

(1) 決定方法

ア 審査主体

公募型プロポーザル方式とし、プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定に当たっては、審査委員会において行う。（非公開）

ただし、委員長が審査委員会に諮って公開すると決定したときはこの限りではない。

ウ 審査

参加者による企画提案書等についてのプレゼンテーションに対して審査委員会がヒアリングを実施し、最優秀、優秀の提案者を特定する。

エ 決定

最優秀提案者を優先交渉権者とする。

(2) 審査会

ア 日時及び場所

令和8年6月29日（月）

時間及び場所については、プロポーザル参加者に対して、別途通知します。

イ 準備物

プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は、単独事業者又は連合体が準備すること。スクリーンやプロジェクターは本市にて準備す

る。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの時間

応募者のプレゼンテーションを各20分間、審査委員による質疑を各15分間程度実施するよう想定しているが、応募者数により変動の可能性がある。

(3) 審査方法

ア 審査基準

審査項目	評価の基準	配点
業務実績	類似業務の経験や成果があり、本業務を効果的に遂行するために十分な業績を有しているか。	20
実施体制	業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制が整っているか。	20
提案内容	業務目的及び内容を十分理解した業務提案がなされているか。	20
	提案内容は具体性・妥当性を有するか。	20
	調査・分析・検討手法などがイメージしやすく明確に提案されているか。	10
	実施スケジュールが適切か。	5
価格評価	見積金額は妥当であるか。	5
合計		100

イ 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年7月2日（木）に応募者に文書で通知（連合体の場合は、代表事業者に通知）する予定。なお、審査結果（決定事業者及びその提案概要、応募状況（応募者数）等）については、唐津市のホームページへの掲載を予定している。（結果に関する電話等での問合せには対応しない。）

(4) その他

ア 本市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、または、いずれの応募者も募集要領で定める条件に満たない場合など、優先交渉権者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに本市ホームページ上で公表する。

イ 委託業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

ウ 優先交渉権者と本要領及び仕様書、企画提案書等を基に契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

3. 担当窓口

唐津市商工観光部 観光課 担当：柴田、清水、西岡

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号（大手口センタービル5階）

電話：0955-72-9127 FAX：0955-72-9182

E-mail: kankou@city.karatsu.lg.jp